

会員事業者への信用保証料助成金交付要綱

社団法人青森県トラック協会

平成23年6月6日制定

(目的)

第1条

この要綱は、社団法人青森県トラック協会（以下「協会」という）の会員事業者が、青森県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的とした青森県等が定めるセーフティーネット制度融資にかかる信用保証協会保証、国が定めるセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第1号～第8号）の認定を受けた融資にかかる信用保証協会保証、または「激甚災害」として指定された「平成23年東北地方太平洋沖地震」に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティーネット制度融資等にかかる信用保証協会保証を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条

本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「金融機関」とは青森県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティーネット制度融資を取り扱う金融機関、信用保証協会が国の定めるセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第1号～第8号）の認定を受けた融資を取り扱う金融機関、「激甚災害」として指定された「平成23年東北地方太平洋沖地震」に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティーネット制度融資等を取り扱う金融機関をいう。
- (2)「融資」とは会員事業者が前項で定める金融機関から受ける青森県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティーネット制度融資、国の定めるセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第1号～第8号）融資、または「激甚災害」として指定された「平成23年東北地方太平洋沖地震」に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティーネット制度融資等をいう。
- (3)「激甚災害」とは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき指定された東北地方太平洋沖地震等による災害をいう。
- (4)「保証料」とは、信用保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から信用保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(事業期間)

第3条

本要綱に定める助成事業期間は、平成24年2月29日までの保証料の支払いに対する事業とする。

(助成金の金額)

第4条

助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。

ただし、その額が20万円を超えるときは20万円を限度とし、平成24年2月29日まで20万円に達するまで再助成することができる。

(助成金の交付申請)

第5条

- (1) 会員事業者は信用保証協会に保証料の支払を行った場合には、当該保証料の2分の1（その額が20万円を超えるときは20万円）を協会に申請することができる。
- (2) 前項の申請は別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」および「セーフティーネット保証に係る認定書」（セーフティーネット保証の場合）の写しなどを添付しなければならない。
- (3) 助成金の交付申請は随時行うことができる。
ただし、最終申請期限は平成24年3月5日とする。

(助成金の交付)

第6条

協会は前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して会員事業者に交付するものとする。

(助成金の返納)

第7条

- (1) 当該助成金の交付を受けた会員事業者は融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。
- (2) 協会は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第8条

助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条

この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

この要綱は平成23年6月6日から施行し、平成23年4月1日以降の保証料支払分から適用する。

ただし、平成23年3月11日以降の借入に対する保証料についても審査のうえ助成する。